

# 改正都市公園法と保育所の設置

国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園利用推進官 峰寄 悠

## 1. 改正都市公園法について

国においては、人口減少や国及び地方公共団体の財政制約等の社会経済情勢の変化に対応した都市政策の今後の方向性として、平成26年の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により創設された立地適正化計画制度を活用し、コンパクトシティに向けた取り組みを推進している。一方、公園緑地の分野では、平成26年11月から、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園を活用したまちの活力創出の方向性等の検討を行い、平成28年5月に最終報告書を公表した。

平成29年に改正された都市公園法は、本最終報告書を踏まえた、平成16年の景観緑三法以来の公園緑地に関する制度の大きな改正であり、近年の社会情勢の変化に伴う課題に本格的に対応した改正となっている。その改正の中においては、民間のノウハウや投資を積極的に引き出すための幅広い施策を盛り込んでおり、保育所等の占用許可についても位置づけられた。本稿においては、その内容と取組状況について紹介する。

## 2. 保育所の占用

都市公園法においては、都市公園の効用を全うするために設置可能な施設を公園施設として定め、それ以外の工作物等については限定的に規定し、必要最小限の範囲内で都市公園の占用を許可している。

近年の待機児童や要介護・要支援者の増加に対

し、保育所や介護施設の不足が喫緊の課題となっているが、このような課題が深刻化している地域では、保育所等を新設するためのまとまった敷地を確保することが困難な場合も多くなっている。一方で、例えば、都市公園に保育所が設置されることで、子育て世代等の公園利用の促進が図られるなど、都市公園の活用促進にも資すると考えられる。このため、平成27年より国家戦略特別区域において、都市公園における保育所等の社会福祉施設（通所のものに限る）の占用許可による設置を認めてきたが、保育所等の不足は全国的な課題であり、当該区域以外でも必要性が認められることから、この平成29年の都市公園法改正により法改正により一般措置化された。

都市公園に占用可能な社会福祉施設は、都市公園法施行令第12条第3項第1号から第5号において具体的な施設の種類が定められており、児童福祉法（昭和22年法律第164号）や老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の個別法令に基づき設置される施設で、当該施設を所管する地方公共団体の福祉部局等において認可・届出の手続きがなされたものについて占用が認められる。なお、特別養護老人ホーム等入所型の社会福祉施設は対象とならず、都市公園法施行令に規定された施設であっても、実際の利用形態として通所に限定されない施設も対象とならない。

都市公園の広場内に保育所等施設を設ける場合には、敷地面積の合計は、当該広場の敷地面積の100分の30までとしており、駐車場等の当該施設専用の施設を合わせて設置する場合、それらも含めた合計面積となる。また、公園施設である建築物内に設ける場合には床面積の合計が当該建築物の延べ面積の100分の50までとしている。設

置に当たっては、当該都市公園における公園施設や他の占用物件の設置状況を勘案して判断する必要があり、既に建ぺい率基準の限度近くまで公園施設である建築物が設置されている都市公園への占用許可については、特に慎重に判断する必要がある。

### 3. 取組状況と今後について

公園内の保育所の設置については、徐々に進められており、国家戦略特別区域内での設置は18施設が、改正都市公園法に基づく設置は12施設

が認められているところである。(平成31年4月1日時点、図1、表1)

なお、都市公園における保育所等の設置の検討に当たっては、将来的な需要予測に基づき当該施設の必要性を判断するとともに、当該施設に係る個別の関係法令等の定めを遵守する必要がある。そのため、公園管理者と地方公共団体の福祉部局等との間で、情報共有を行うなど、十分に連携を図られるよう、法施行にあわせて関係省庁連名通知<sup>\*1</sup>を发出している。

また、国土交通省では、都市公園における保育所等の設置の取組を円滑に進めることを目的とし



新富公園（愛知県一宮市）



江南緑水公園（東京都港区）

図1 占用許可による保育所等の設置の状況

表1 占用許可による保育所等の設置事例（平成31年4月1日時点）

公園管理者	公園名	開設時期	設置（予定）事例
愛知県一宮市	真漬公園	H 30. 3	放課後児童クラブ
青森県むつ市	柳町児童公園	H 30. 4	認可保育園
長崎県雲仙市	上山公園	H 30. 4	認可保育園
茨城県常陸太田市	山吹運動公園	H 30. 4	社会福祉施設
熊本県大津町	昭和園	H 30. 7	放課後児童保育施設
東京都江東区	南砂三丁目公園	H 30. 8	認可保育園
奈良県生駒市	生駒山隧公園	H 30. 9	社会福祉施設
東京都港区	江南緑水公園	H 31. 4	認可保育所
東京都日野市	浅川スポーツ広場	H 31. 4	認可保育所
愛知県名古屋市	平和公園	H 31. 4	認可保育所
静岡県静岡市	新宮公園	H 31. 4	放課後児童クラブ
熊本県嘉島町	浮島周辺水辺公園	R 2. 4	認可保育所

※その他国家戦略特区法による保育所等の設置状況：全18施設開設

て、先行事例や課題への対応策をとりまとめ、関係者に周知するためのパンフレット<sup>※2</sup>（図2）を作成し、公表しているのを、都市公園における保育所等の占用に際して参照されたい。

国土交通省としては、この改正をふまえ、地域住民も子供も元気になるようなまちづくりにつながるよう、都市公園と保育所の良いところを活か

しながら本制度が活用されていくことを期待したい。

（みねざき ゆう）

※1 「都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について」（平成29年6月15日）国土交通省都市局公園緑地・景観課長、内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 等 通知

※2 国土交通省 HP：[http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000073.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html)



図2 解説パンフレット